

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 16-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び法施行令第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 経済産業省の政策体系に掲げる政策について、成果目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、成果目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合について実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成24年度経済産業省事後評価実施計画（平成24年3月30日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：政策の柱を「経済成長」「対外経済政策」「資源エネルギー・環境政策」「取引・経営の安心」「生命・身体の安全」の5つに集約し、その全てを対象とする。 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の 内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況 の内訳別件数	
事前評価	事前評価：5件 (租税特別措置等：29件) 〔表 16-3-ア〕	実施すること が妥当	5	評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした	5	
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 5件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構3件、定員5件) 〕		
	事前評価：4件 (規制) 〔表 16-3-イ〕	規制の新設・ 改廃は妥当	4	評価結果を踏まえ、規制の新設又 は改廃を行うこととした	4	
事後評価	実施計画期 間内の評価 対象政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：5件 〔表 16-3-エ〕	5	事業の一部改 善・見直しを 行った上で、 引き続き実施 することが妥 当	評価結果を踏まえ、評価対象施策 の改善・見直しを行った（するこ ととした又はする予定） 【改善・見直し】	5
	事業評価方式：1件 (公共事業) 〔表 16-3-オ〕	事業の継続が 妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—
その他の政 策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	—

表 16-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 25 年度予算概算要求等に当たり、以下の 5 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-ア 新規施策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	経済成長
2	対外経済政策
3	資源エネルギー・環境政策
4	取引・経営の安心
5	生命・身体の安全

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表16-4-(1)参照。

2 表16-3-アに掲げる政策に含まれる租税特別措置等については以下29件。

No.	評価対象政策
	1 経済成長
1	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
2	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設
3	創業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設
4	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置
5	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価 T O B に応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
6	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
7	技術研究組合の所得計算の特例
8	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化
9	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）
10	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用
11	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）
12	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
13	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置
	2 対外経済政策
—	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（再掲）
—	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化（再掲）
	3 資源エネルギー・環境政策
14	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設
15	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
16	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（グリーン投資減税）
17	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
18	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置
19	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
20	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
21	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置

—	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（再掲）
	4 取引・経営の安心
22	非上場株式会社等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
23	小規模会社の非上場株式会社等についての課税価格の計算の特例
24	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減
25	保険会社等の異常危険準備金の延長
26	中小企業者等の法人税率の特例
27	商業・サービス中小企業活性化税制
28	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充
29	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置
—	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（再掲）

(2) 規制の新設又は改廃に係る政策について評価を行い、その結果を平成 24 年 5 月 16 日、5 月 28 日及び 25 年 2 月 15 日に「事前評価書」として公表。

表 16-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	ワシントン条約対象貨物の携帯品特例に関する輸出規制の見直し
2	国際的な枠組みにおける合意に基づく輸出規制対象範囲の改正等
3	工場立地法の規制対象業種の見直し
4	エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の追加を行う規制の影響

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 16-4-(2) 参照。

(3) 「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 25 年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業 3 事業について事前評価を実施し、その結果を平成 25 年 4 月 7 日に「平成 24 年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 16-3-ウ 工業用水道事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（3 事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 16-4-(3) 参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の 5 政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表 16-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	経済成長	事業の一部改善・見	改善・見直し

		直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	
2	対外経済政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
3	資源エネルギー・環境政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
4	取引・経営の安心	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
5	生命・身体の安全	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表16-4-(4)参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 24 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業について事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 24 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

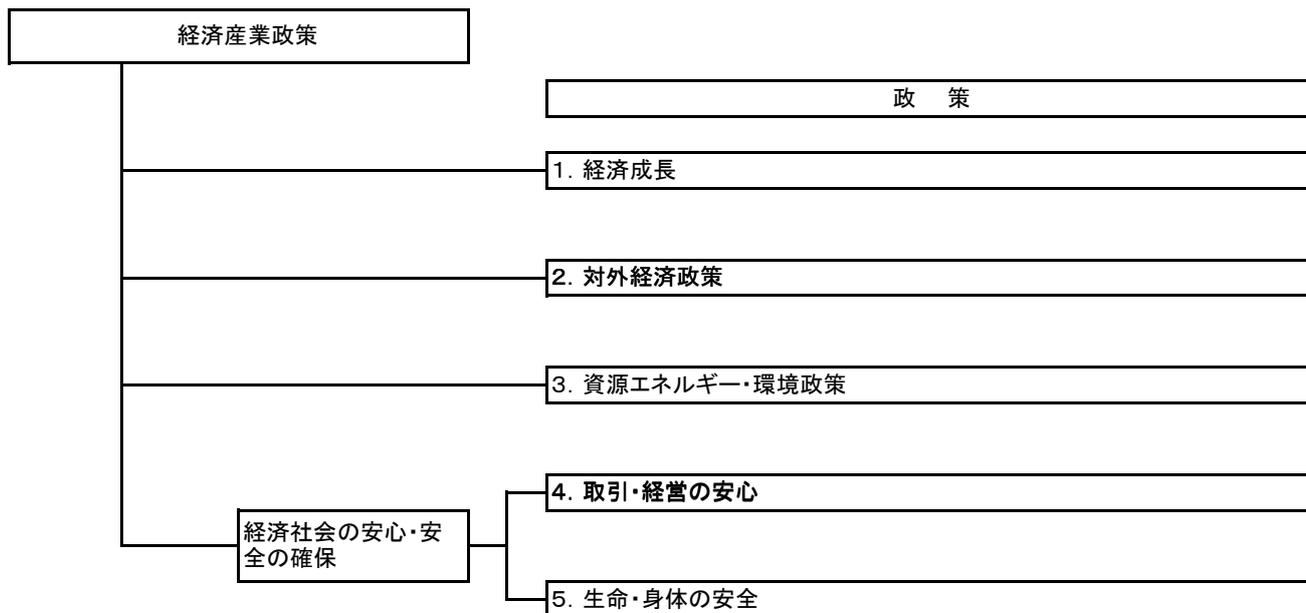
表 16-3-オ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業	事業の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表16-4-(5)参照。

政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ(http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/seisaku_01.pdf)参照